

揖保川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（1）流域および河川の概要

（概要）

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹線流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 河口部を中心とした重化学工業の他、うすくち醤油、手延べ素麺、播州皮革など揖保川の清流や伏流水に依存した地場産業が盛んであり、全国的にも有名
- ・ 流域の地質は白亜紀～古第三紀の流紋岩を主体とし、流域中央には山崎断層が存在
- ・ 瀬戸内海型気候に属し、年間降水量は上流部が多いが、下流部では少ない

（流域の自然環境）

- ・ 上流部は、針葉樹林、広葉樹林の混交林やブナやイヌブナなどの貴重な林も見られる豊かな森林で覆われ、山地溪流となっており、特別天然記念物のオオサンショウウオなど多種多様な動物が生息
- ・ 中流部は、連続した瀬・淵が形成され、瀬ではアユ、カワヨシノボリなどが生息し、水際にはツルヨシ、「丸石河原」にはカワラハハコ、カワラサイコ、フジバカマなどが生育
- ・ 下流部は、川幅が広く、高水敷が形成され、オギ群落が繁茂し、流れは比較的緩やかでワンドやたまりなどが形成され、メダカ、タナゴ類が生息
- ・ 河口部の瀬ではアユの良好な産卵場となり、近畿地方有数の塩沼植生域が形成され、ハクセンシオマネキなどが生息

- ・ 一方で、河道内樹木の生育や草地化の進行により河原環境が減少

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 昭和 16 年 8 月 15 日洪水、昭和 20 年の枕崎台風、阿久根台風を契機として、昭和 21 年より揖保川改良工事に着手
- ・ 昭和 28 年、「揖保川総合開発事業」の決定に伴い、総体計画を策定
(龍野 基本高水のピーク流量 3,300m³/s、計画高水流量 2,900m³/s)
- ・ 昭和 41 年、一級河川に指定され、総体計画を踏襲した工事実施基本計画を策定
(龍野 基本高水のピーク流量 3,300m³/s、計画高水流量 2,900m³/s)
- ・ 昭和 45 年 8 月、昭和 51 年 9 月洪水や流域の開発などを踏まえ、工事実施基本計画を昭和 63 年 3 月に改定
(龍野 基本高水のピーク流量 3,900m³/s、計画高水流量 3,300m³/s)
- ・ 工事実施基本計画改定後、中・下流部及び分派河川の築堤・護岸工事を実施するとともに、有堤部地域の内水被害の解消に努力
- ・ 昭和 30 年代には壘が堤防の機能を発揮するように工夫した壘堤が下流の 3 箇所を設置

(河川水の利用)

- ・ 農業用水として約 5,000ha の耕地のかんがいに利用
- ・ 水力発電として 6 箇所の発電所による総最大出力 14,530kw の電力供給
- ・ 宍粟市の上水道用水、播磨工業地帯への工業用水、発電用水等、多岐にわたり利用

(水質)

- ・ 林田川の水質汚濁により平成 5 年まで、BOD(75%値)が著しく高く全国でも水質の悪い河川であった
- ・ 行政と住民が一体となって、清流の復活に取り組み、下水道の整備や

河川浄化対策（汚泥浚渫）などを実施し、水質は大幅に改善

- ・ 林田川の水質は依然として本川比べ不十分であり、下水道整備の進捗により流況悪化のため、さらなる水環境改善に向けた取り組みを継続

（河川の利用）

- ・ 高水敷に 12 箇所の公園・運動場が整備され、スポーツ・散策などに利用
- ・ 水面では釣り、水遊び、カヌー・ボート遊びに利用
- ・ 揖保川ではアユ漁が盛んで、県内のアユ漁獲量の約半分を占める

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口域まで水系一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため流域一体となった取り組みを推進
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう適切な維持管理を適切に行う
- ・ 河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図る。
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備基本方針)

- ・ 揖保川の豊かな河川環境や景観に配慮しながら、堤防の新設、改築、拡築、河道の掘削及び取水堰の改築により河積を増大させ、護岸を整備する等により、計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 関係機関と調整しながら既存の洪水調節施設の有効利用を図り、上流部に洪水調節施設を整備
- ・ 流下阻害となっている堰、橋梁等の横断工作物の改築を、関係機関と連携し適切に実施
- ・ 河口部においては高潮対策を行う

(河川管理施設の管理、ソフト対策)

- ・ 関係機関と調整・連携を図り、必要に応じて内水対策を実施
- ・ 河川管理施設の平常時、洪水時におけるきめ細かい適切な管理と河川空間監視カメラなどを利用し施設管理の高度化、効率化
- ・ 内水排除施設は、排水先の河川の出水状況を把握し、適切に運用
- ・ 地震、津波対策のための堤防の耐震化

- ・ 河道内の樹木については、計画的な伐採など適切に管理
- ・ 計画規模を上回る規模の洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合の被害軽減策の実施
- ・ 河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実など総合的な被害軽減対策
- ・ 地域住民も含めて、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上
- ・ 本支川および上下流バランスを考慮した水系一貫の河川整備

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・ 関係機関と連携して、水利用の合理化を促進するなど、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める
- ・ 渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制の整備、水融通の円滑化等を関係機関等と連携して推進

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・ 揖保川と流域の人々との関わりを考慮しつつ、地域の原風景となっている良好な河川景観を保全し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める
- ・ 河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川環境に影響を与える場合には、代償措置などによりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境を維持
- ・ 地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

(動植物の生息地、生育地の保全)

- ・ カワラハハコなどの河原固有の植物が生育する丸石河原や中・下流部

の水際植生の保全・再生に努める

- ・ ハクセンシオマネキやハマサジなどが生息・生育する河口干潟は、生物多様性を考慮し、生活史を保ちうる環境を確保できるよう配慮
- ・ 河床材料や河床形態の変化に留意し、アユなどの生息や産卵の場となっている瀬・淵の保全・再生に努め、関係機関と調整して、魚道設置による魚類などの生息場の連続性の確保

(良好な景観の維持、形成)

- ・ 河原、干潟など良好な景観資源の保全・活用を図り、治水や沿川の土地利用状況などと調和した水辺空間の維持形成に努める
- ・ 河床露岩が変化に富んだ景観を見せる山崎地区の「十二ン波（じゅうにんなみ）」を保全し、周辺景観と調和した整備に努める

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・ 流域の人々の生活の基盤や歴史・文化・風土を形成する揖保川の恵みを生かし、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る
- ・ 沿川自治体などと連携・調整して、地域に親しまれる河川整備と保全に努める

(水質)

- ・ 下水道などの関連事業や関係機関・地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の監視・保全に努める
- ・ 支川林田川は関係機関と連携し、さらなる水質改善に努める

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・ 動植物の生育・生息環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、治水、利水、環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・ 環境や景観に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・ 河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動などを推進、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等を充実

2. 河川の整備の基本となるべき事項

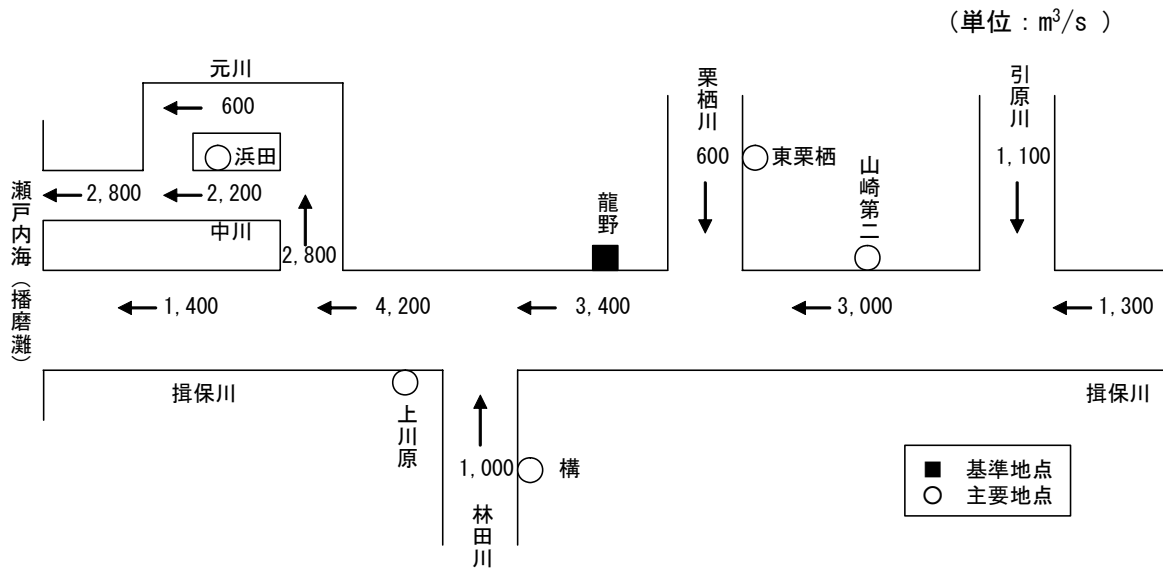
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への流量配分 (m^3/s)
揖保川	龍野	3,900	500	3,400

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

揖保川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水水位および川幅一覧表

河川名	地点名	※ ¹ 河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)
揖保川	山崎第二	29.5	88.10	140
	龍野	12.9	26.87	170
	上川原	4.3	8.38	240
	河口	-0.6	※ ² 2.91	210
林田川	構	0.6	9.96	150
栗栖川	東栗栖	5.5	50.31	70
中川	浜田	1.2	3.13	150

注 T. P. 東京湾中等潮位

※¹ 基点からの距離

※² 計画高潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・上川原地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、概ね 3m³/sとし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。